

◆人権フェスタ2005

千葉紘子さんの「ひとりひとり、どこかが違う」だから、人間って、すばらしい」の講演（歌手・法務省篤志面接委員・保護司）、ハートフルコンサート（片倉聖さんのオーボエ演奏と植田美千代さんの作文朗読）によるふれあいコンサート、津軽三味線演奏など楽しみながら人権問題について考えてみませんか。

○日時

8月27日（土）
午後1時～4時30分

○会場

かごしま県民交流センター

○入場料

無料 ※整理券が必要

○お問い合わせ先

県人権同和対策課

☎099-286-2574

今月の納税

国民健康保険税 第2期
介護保険料 第2期
町県民税 第2期
納期限 8月31日

※納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

◆「入院時の減額認定証」

国民健康保険と老人保健の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成17年7月31日です。引き続き認定証が必要な方は、8月中に保険係で更新手続きをしてください。この認定証を受けると入院時の食事代が減額となり、70歳以上の方は医療費の自己負担限度額も減額となります。



新規の認定は、随時受け付けています。入院中や入院予定の方は早めに申請をしてください。

○認定条件

町県民税非課税世帯

○持ってくるもの

保険証、旧減額認定証

印鑑

○お問い合わせ先

健康増進課保険係

☎1111内線2141

◆国民健康保険税

平成17年度の国保税の税率が決定しました。

さつま町での安定的な運営を念頭に、経済状況・加入世帯を考慮して決定しました。

※この税率は年度ごとに検討され決定されます。

皆様のご理解とご協力をお願いするとともに、病気やケガの予防に努めてください。

決定された国保税（医療給付費・介護納付金）の税率は左記のとおりです。

算定区分	医療給付費分	医療給付費分
所得割	9.3%	1.0%
資産割	37%	6.2%
均等割	22,000円	5,800円
平等割	24,500円	4,200円

※4・8・10・11・1・2月が納期です

○お問い合わせ先

税務課町民税係

☎1111内線2111

◆お詫言と訂正
先月号の3ページに掲載しました「鶴田保育園」は「つるた回童保育園」の誤りでした。お詫言して訂正いたします。

水道の漏水について

漏水は大切な水を無駄にするだけでなく、水道料金の負担も大きくなります。わずかな漏水であってもそのまま放っておかず、すぐに修理するようにしましょう。

修理については、水道法により指定給水装置工事事業者でないと修理できないことになっています。必ず指定給水装置工事業者に直接依頼してください。（有料）

なお、町内の事業者については、月初めに行う検針時に配付している〈ご使用水量等のお知らせ〉の裏面に記載してあります。



◆次のようなときには、漏水かどうか確認してみましょう。

- 水道の使用量が前月に比べ急に増えた。
- 以前とすると水圧が低くなった。
- 夜間、水の流れる音がする。
- 排水のほかに水が流れている。

◆確認方法

- ①まず、宅地内の蛇口を全部閉める。
- ②メーターボックス内にあるメーターのパイロット（右図参照）を見て、回っていないか確認する。（パイロットが回っている場合は、漏水のおそれがあります。）

